

# 国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください



## ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、源泉所得税及び復興特別所得税を納めている方に、特におすすめです。

### 簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手順で利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

### 便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

## ダイレクト納付を利用するには

### ① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご確認ください。

### ② 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

### ③ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（P3）に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。



法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

# 国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

平成 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。  
 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式) 手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

## 1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 - ) 電話 ( )		(金融機関お届け印)
	(申告納税地)		
氏名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)		印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協		本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)	
ゆうちょ銀行	記号番号	-	

## 2 振替日時:納付情報送付日時

## 3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)  
 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全  
 2 整理番号等未登録 5 その他  
 3 重複入力

入	力	訂	正	入	力	送	付	登	録

金融機関番号

整理番号

## 約 定

- 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)  
 A 印鑑相違 F 住所相違  
 B 印鑑不鮮明 G 支店名相違  
 C 口座番号相違 H その他  
 D 口座該当なし  
 E 名義人相違  
 (備考)

受	付	印	印	鑑	照	合	検	印

(口座識別番号)

(認証番号)

## その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（[www.pay-easy.jp](http://www.pay-easy.jp)）」でご確認ください。



1

### インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、金融機関のインターネットバンキングにログインし、インターネットバンキングの画面から納税することができます。



2

### モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末から金融機関のモバイルバンキングにログインし、モバイルバンキングの画面から納税することができます。



3

### ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

（注）ATMのご利用が可能な金融機関は、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、千葉銀行、横浜銀行、近畿大阪銀行、南都銀行、広島銀行、福岡銀行、親和銀行、東和銀行、京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行です。（平成27年10月末現在）

なお、これらの電子納税を利用する場合、事前に「電子申告・納税等開始届出書」（e-Taxの開始届出書）を提出し、「利用者識別番号」を取得する必要があります。

また、これらの電子納税には「登録方式」と「入力方式」の2つの方式があります。

#### 登録方式

e-Taxに納付情報データを登録（納付情報登録依頼）することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して、電子納税を行う方式です。

#### 入力方式

e-Taxに納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として、送付された納付書に記載のある番号又はご自身で作成する納付目的コードを使用して電子納税を行う方式です。

詳しくは [e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）](http://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。  
詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

#### 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

#### e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。  
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

e-コクセイ

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

消費税を期限内に納付するための  
ご準備をよろしく申し上げます

積  
立  
を  
！

納  
税  
資  
金  
の

計  
画  
的  
な

## 便利な納付手段

### 個人事業者の方は、振替納税

振替納税とは、事前に税務署に届出をしておけば、金融機関又は税務署に向かなくても、届出した預貯金口座から自動的に引き落とされる便利な納付手段です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

### ダイレクト納付

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時または指定した期日に納付することができる、便利な納付手段です。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

 e-Tax ホームページ  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

# 消費税及び地方消費税の納税は期限内に

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

**平成27年4月1日以後に開始される課税期間（個人事業者については原則として平成28年分）から**  
簡易課税制度のみなし仕入率が次のとおり改正されています（改正に伴う経過措置を含め、詳しくは、国税庁ホームページの「消費税法令の改正等のお知らせ（平成26年4月）」をご覧ください。）。

- 金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ（みなし仕入率60%⇒**50%**）
- 不動産業が第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ（みなし仕入率50%⇒**40%**）

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する 納税額の目安率	0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%		4.8%		
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
2,000	167	16	1.4	32	<b>2.7</b>	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

(注1) 上記積立目安月額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。

(注2) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

## 納付方法は

個人事業者の方

法人の方

### 振替納税

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用いただけます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

### ダイレクト納付

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム (e-Tax) による電子納税がご利用いただけます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくはe-Taxホームページ (<http://www.e-Tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

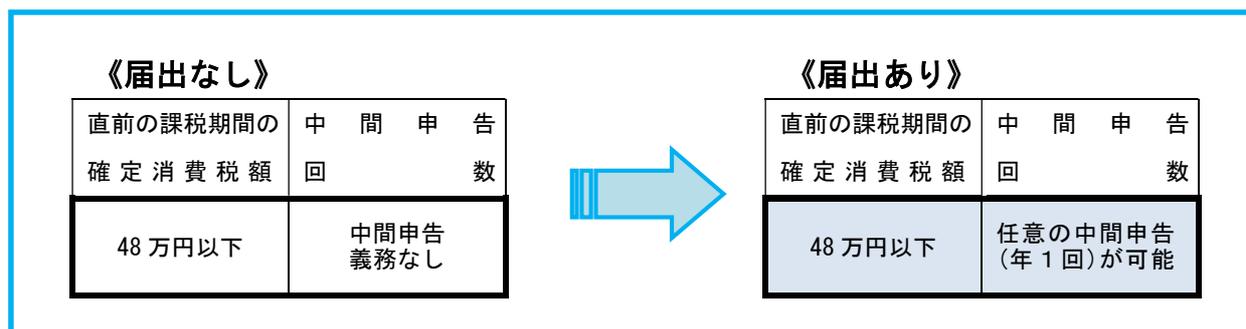


# 任意の中間申告制度がご利用いただけます！

任意の中間申告制度とは、年に1回の確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付できる制度です。

## ● 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。この制度をご利用される場合には、自主的に中間申告書を提出しようとする6月中間申告対象期間の末日までに「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」をご提出ください。



「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）からダウンロードできます。

## 届出書を提出した場合は

### 1 中間申告と納付について

6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付してください。

※ 申告後、期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

○ 個人事業者、法人（12月決算）の場合



### 2 中間申告を行わなかった場合には

中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとみなされます。

詳しくは所轄の税務署（管理運営担当）へお問い合わせください。

# 消費税

## 任意の中間申告制度利用（個人事業者）

28年  
1月

任意の中間申告制度を利用  
するためには届出が必要。

届出書提出

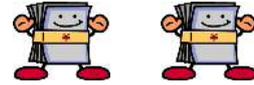


納税資金の積立て

毎月♪



コツコツ♪



積み立てて♪



これで  
納税も  
大丈夫！



納付手続

中間申告書  
提出

納期限（通常納付）



銀行

6月末

8月末

9月28日

12月末

振替日（口座振替）

確定申告分納付時期

積み立てた納税  
資金で振替納税

個人事業者の方は、  
便利な振替納税を  
ご利用ください。

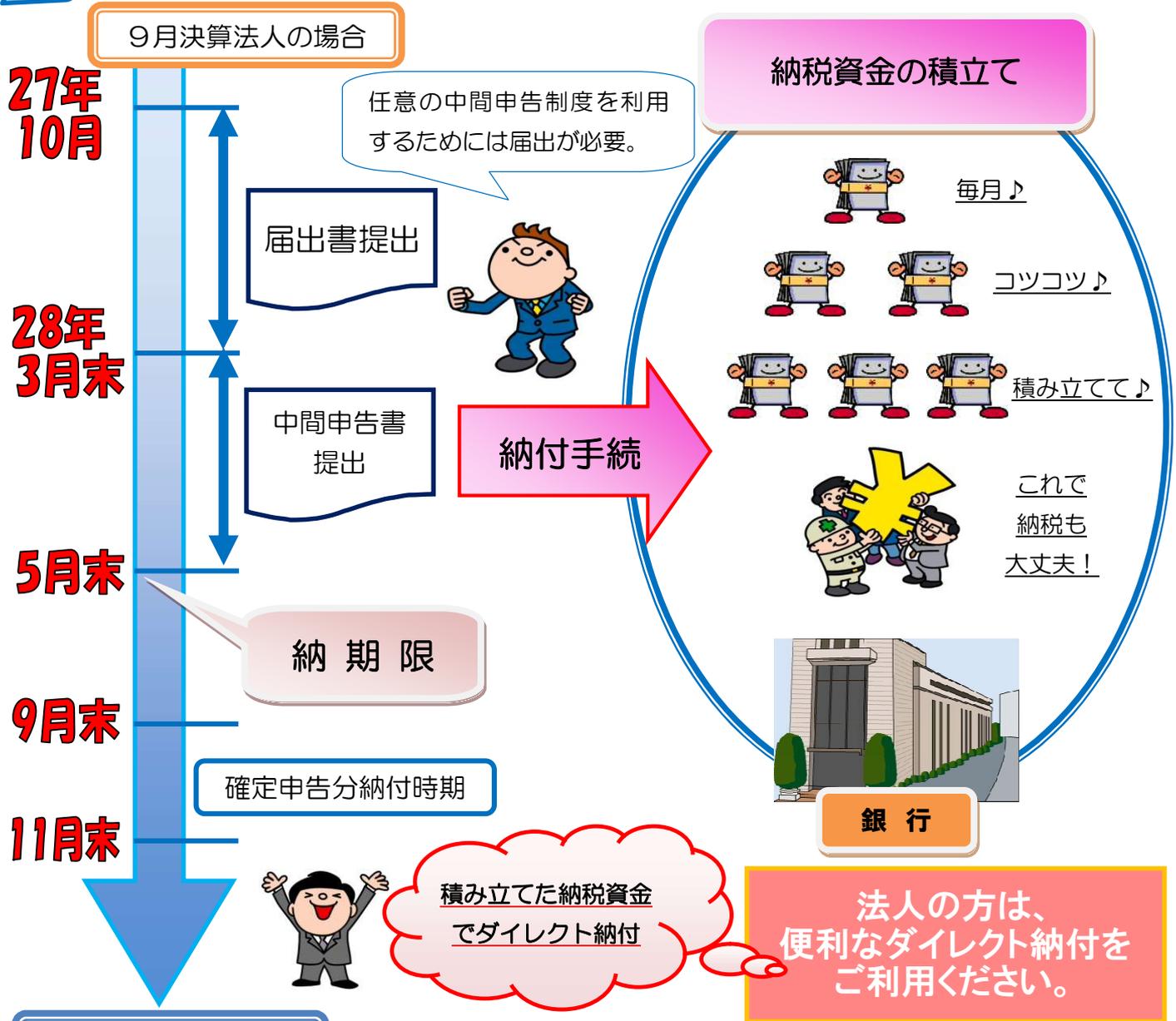
積立目安額一覧表

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	
みなし仕入率			90%		80%		70%		60%		50%		40%
売上に対する 納税額の目安率			0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%		4.8%
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となる。

# 消費税

## 任意の中間申告制度利用（法人）



積立目安額一覧表

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	
みなし仕入率			90%		80%		70%		60%		50%		40%
売上に対する 納税額の目安率			0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%		4.8%
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となる。